

都筑区では、自転車・歩行者の安全を確保して、快適で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「グリーンマトリックスをいかした自転車・歩行者安全事業」として安全対策の検討を進めています。

この度、乗降客数の多いセンター南駅・仲町台駅・北山田駅の各駅周辺において利用実態調査を行い、その結果を踏まえて、「都筑区自転車・歩行者安全事業計画(素案)」を作成しました。

この素案に対し、広くご意見を伺うため、関係する団体・機関の代表の方々との意見交換会を2月に開催しました。いただいたご意見を踏まえて修正した安全事業計画(案)と意見交換会当日の主なご意見をご紹介します。

利用実態調査の結果 と 対策の方向性(案)

- 【利用実態調査の結果（一例）】
- ・緑道を通行する自転車利用者の約9割の人は、自転車に乗ったまま緑道を通行している。
 - ・交通ルール「自転車は車道が原則、歩道は例外」であることの認知度は高いが、遵守率は低い。
 - ・「緑道は原則自転車通行禁止」であることは、認知度・遵守率ともに低い。

全国的な自転車通行空間整備の考え方

- ・自転車は車道通行が原則
- ・自動車の速度が速い(規制速度60km/h)道路は、自転車と自動車を構造的に分離

都筑区3駅の自転車の利用特性

- 【センター南駅周辺】
 - ・区役所前の自歩専用道や、幹線道路に自転車利用と危険箇所が集中
- 【仲町台駅・北山田駅周辺】
 - ・緑道の一部に自転車利用と危険箇所が集中

区民の皆様が期待する取り組み

- ・自転車通行ルールの周知や利用マナーの向上
- ・自転車、歩行者の通行の分離 等

対策の方向性(案)

- はしる** : 「自転車通行を誘導する推奨ルート」の設定と整備
- まもる** : 通行ルールの見える化と周知

都筑区自転車・歩行者安全事業計画(案)

はしる 「自転車通行を誘導する推奨ルート」の設定と整備

1 自転車は軽車両であり車道走行を基本とするが、交通安全上の見地から計画的に整備された、ニュータウン区域内の歩車分離の考え方を活かし、自転車歩行者専用道路は引き続き自転車の利用を妨げないものとする。

なお、安全面を考慮し、特に危険性の高い幹線道路の車道部は原則、推奨ルートから除外する。

～推奨ルートから除外する幹線道路の目安～

- 片側2車線以上の都市計画道路であり、
- ① 規制速度 60km/h の道路
- ② 道路縦断勾配 6%を超える道路

2 緑道は、迂回する道路などの代替ルートがなく、緑道通行が避けられない場所について、一定区間を自転車通行可能なルートとして設定する。

～緑道での対策例～

- ① 緑道の縦断的な利用は極力避け、横断的な利用を基本
- ② 緑道における自転車利用は歩行者と分離した構造を基本。構造上、分離が困難な箇所は「押し歩き区間」に設定
- ③ 必要に応じ、自転車乗り入れ箇所や緑道を再整備
- ④ 伐木、剪定等を含め、必要な見通しを確保
- ⑤ 交差部の必要照度を規定し、夜間照明を増設（新設）

まもる 通行ルールの見える化と周知

3 自転車歩行者専用道路及び緑道は、歩行者優先を前提とし「通行ルールの見える化」（標識、路面標示など）を極力活用してルールを周知する。

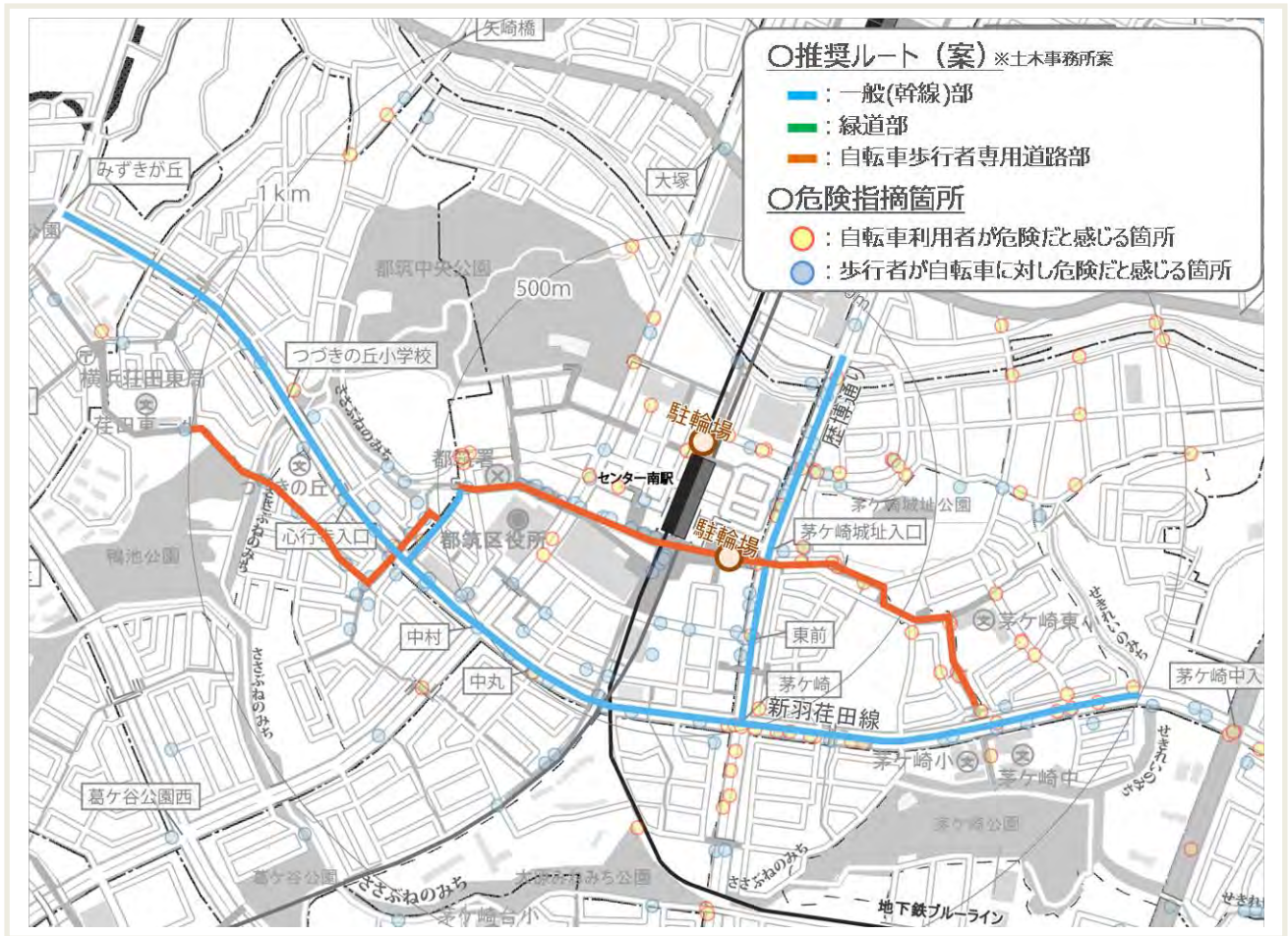
～標示例～

- ① 歩行者優先
- ② 自転車歩行者専用道路と緑道の境界の明確化（標識、看板、見切り石など）
- ③ 狭窄（ボトルネック）箇所等における「押し歩き区間」
- ④ 交差部の一時停止

4 安心・安全なまちづくりのために、物理的な整備と併せて、自転車の通行ルールとマナーの更なる徹底に取り組む。

駅別の安全事業計画(案)における推奨ルート(案)

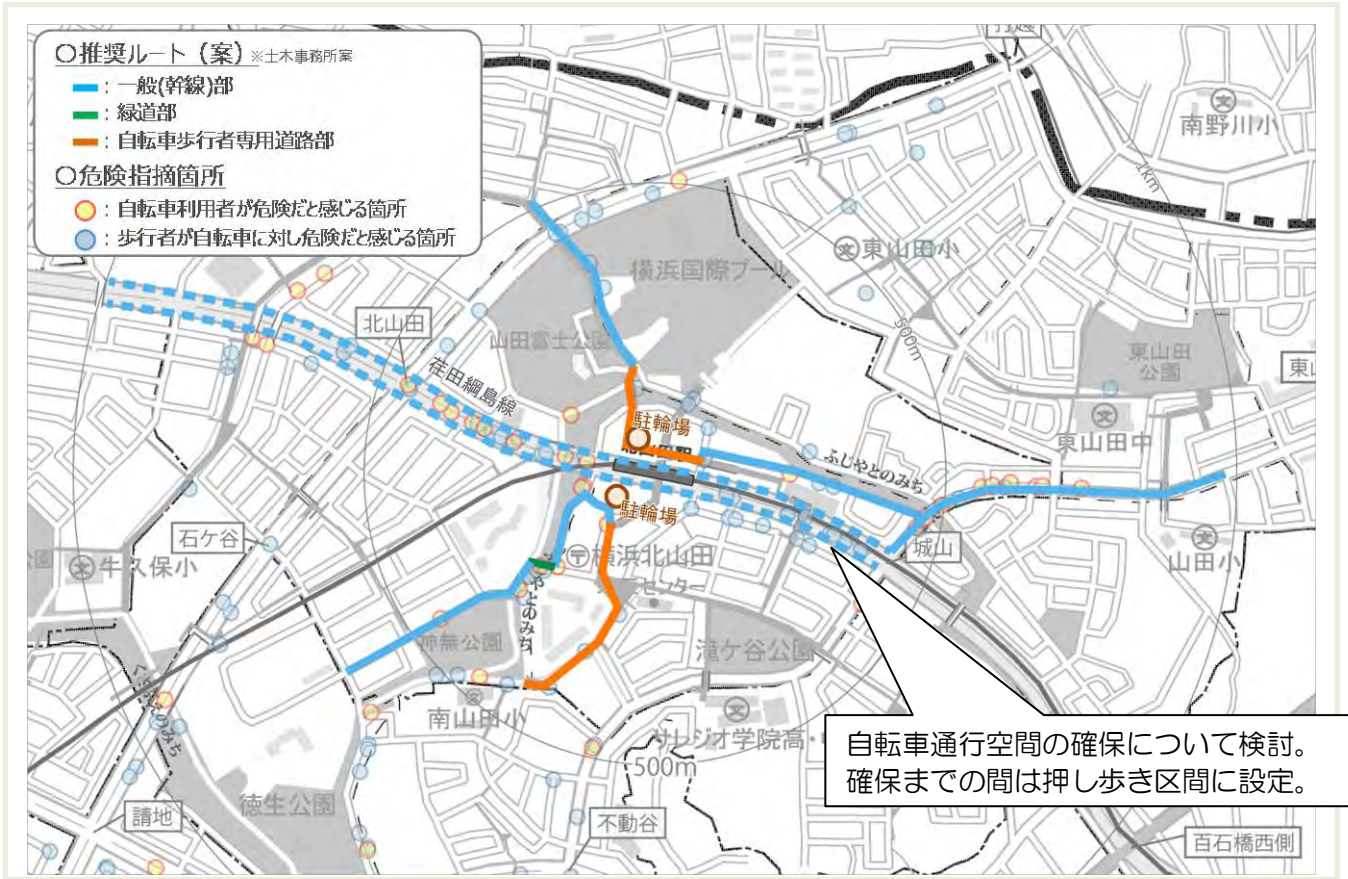
【センター南駅】



【仲町台駅】



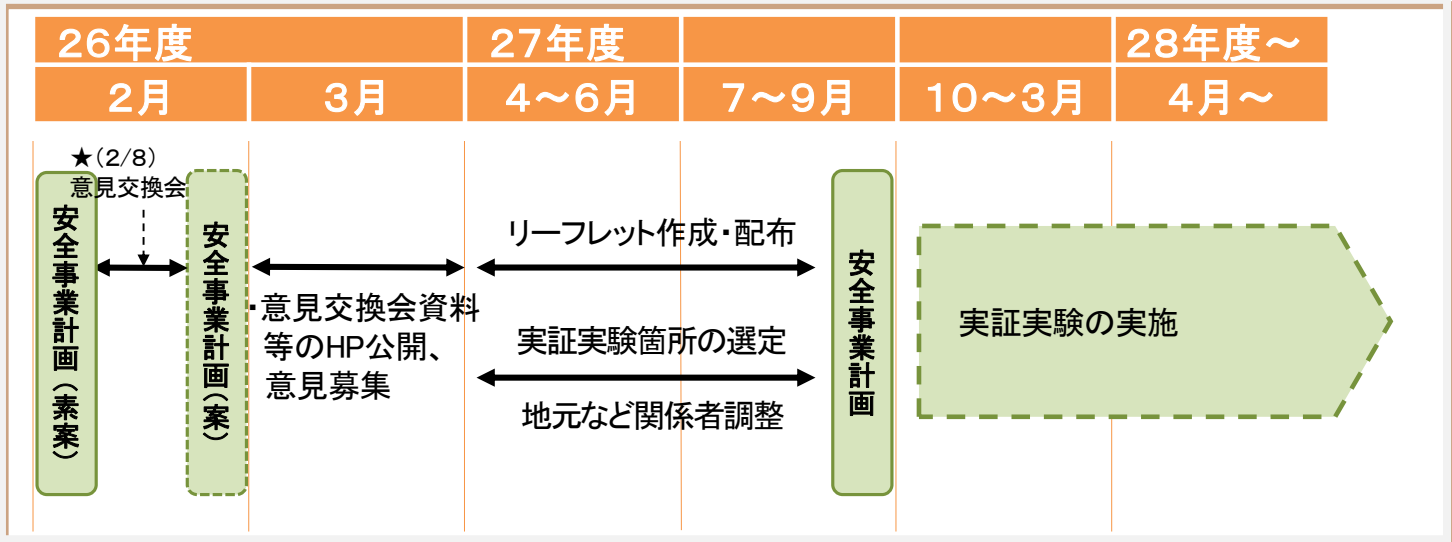
【北山田駅】



【対策の実施事例】



今後の進め方



自転車・歩行者安全対策に関する意見交換会（概要）

【開催日時】平成27年2月8日（日）午後1時30分～午後3時15分

【内 容】安全事業計画（素案）の説明、意見交換

【出席団体】都筑区連合町内会自治会、都筑区公園愛護会、センター南商業地区振興会、センター北商業振興会、都筑区商店街連合会、㈱横浜都市みらい、都筑区保健活動推進委員会、都筑区スポーツ推進委員連絡協議会、都筑区老人クラブ連合会、都筑区青少年指導員連絡協議会、都筑区社会福祉協議会、都筑区民生委員児童委員協議会、都筑地域交通安全活動推進委員協議会、都筑区障害児・者福祉団体連絡協議会、都筑青少年交通安全連絡協議会、都筑交通安全母の会、都筑安全運転管理者会、都筑交通安全協会、神奈川県自転車商協同組合、都筑区保育園（市立）、都筑区小学校長会、都筑区中学校長会、都筑区PTA連絡協議会、横浜市交通局。（順不同）



主な意見

【関係団体代表の方々の主なご意見】

- ・緑道の中には、自転車利用者が生活道路として日常的に使用する区間がある。そのような区間は自転車通行禁止ではなく、歩行者の安全対策、自転車利用者へのルール・マナー向上に努めて欲しい。
- ・早渕方面からは緑道（せきれいのみち）を自転車で通行せざるを得ない。
- ・緑道は公園であり、自転車は降りて押して通行が原則。地域の意見も聞き、緑道を自転車で（乗って）通行せざるを得ないのであれば、自転車・歩行者がお互いに歩み寄れる総合的な整備を検討することが重要。
- ・対策として、まずは緑道の利用ルール・マナーを徹底すべき。どのように守らせるかが課題。
- ・緑道入口などにある車止めは、車いすや乳母車にとっては邪魔になる事がある。高齢者にとっての使いやすさも考える必要がある。
- ・グリーンマトリックスは区民に親しまれており、緑道とは別に「自転車推奨ルート」を設定しても、実際に推奨ルートどおり走ることは困難ではないか。
- ・新羽荏田線の自転車専用レーンは安全で良いと思う。しかし、路上駐車がが多く、車道へはみ出して走行する自転車もいる。自転車と自動車を物理的に分離して欲しい。

【土木事務所からの意見】

- ・交通ルールに関し、子どもにも分かってもらえるような標示の仕方を工夫する必要がある。
- ・自転車専用レーンへの路上駐車については、ポストコーンの設置など侵入を防ぐ物理的な方策が考えられる。
- ・交通ルールに関し、幼児から高校生まで様々な啓発活動が行われている。こうした教育活動は「見える化」と共に重要。
- ・第一に安全性、次に利便性。この優先順位に従い、事業を進めていきたい。
- ・今日の意見交換を踏まえ、実現性・実効性のある事業計画としていきたい。

意見募集について

【安全事業計画（案）に対する意見募集】

意見募集期限：平成27年3月31日まで

募 集 方 法：都筑土木事務所までFAX（942-0809）もしくは
Eメール（tz-doboku@city.yokohama.jp）にて

※意見交換会の詳細を都筑土木HP

（<http://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/doboku/>）
に掲載しています。

【発行】都筑区都筑土木事務所 〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1 電話：942-0606 (H27.2)